一　消毒目的物の消毒に適する濃度に希釈する。	機械、ケーシング等	
二　消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。		
三　異常プリオン蛋白質を消毒する場合には、有効塩素濃度二パーセント以上のものを用いる。		
12　ハロゲン化物による消毒		
一　医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。	手足、死体、畜体、畜舎、さく、器具、機械、革具類等	
二　消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。		
13　ビグアナイド系消毒薬（グルコン酸クロルヘキシジン等）による消毒	手指、器具等	
一　医薬品医療機器等法第二条第一項に規定する医薬品（医薬品医療機器等法第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けて製造販売されたものに限る。）を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。		
二　消毒目的物に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。		
14　フェノール系消毒薬		
一　フェノール（石炭酸）による消毒	手足、死体、畜体、畜舎、さく、器具、機械、革具類等	
イ　加熱し、熔解した消毒用フェノールに少量の温湯又は水を加える。		
ロ　かきまぜ、又は振とうしながら徐々に水を注いで溶解させ、三パーセント（重量濃度）に希釈する。		
ハ　消毒目的物に十分に散布し、又は消毒目的物をこれに浸す。		
二　クレゾール（メチルフェノール）又はクレゾール石けん液による消毒	手足、死体、畜体、畜舎、さく、器具、機械等	
イ　消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。		
ロ　消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又は消毒目的物をこれに浸す。		
15　複合塩素系消毒薬及びジクロルイソシアヌル酸ナトリウム消毒薬による消毒		
一　医薬品を消毒目的物の消毒に適した濃度に希釈する。		

3　サラシ粉水（／サラシ粉　五分／水　九十五分／）による消毒	畜舎の隔壁、隔木、さく、土地等	
定量のサラシ粉に定量の水を徐々に加え、十分にかきまぜた後直ちに消毒目的物に十分にさん布し、又はと布する。		
4　石炭酸水（／防疫用石炭酸　三分／水　九十七分／）による消毒	手足、死体、畜舎、さく、器具、機械、革具類等	
加熱してよう解した定量の防疫用石炭酸に少量の温湯又は水を加えてかきまぜ、又は振とうしながら徐々に水を注ぎ、定量にいたらせた後、消毒目的物に十分にさん布し、又はこれに消毒目的物を浸す。		
5　ホルムアルデヒドによる消毒	室内、被服、毛布、畜舎、骨、肉、角、蹄、革具類、器具機械、内容の汚染していない飼料袋等	
密閉した室内又は消毒器内において容積一立方メートルについてホルマリン十五グラム以上を噴霧若しくは蒸発させ、又はホルムアルデヒド五グラム以上を発生させ、同時に二十八グラム以上の水を蒸発させる比例をもつて処置した後七時間以上密閉しておく。		
6　ホルマリン水（／ホルマリン　一分／水　三十四分／）による消毒	畜舎、畜体、死体、器具、機械、骨、毛、角、蹄、革具類等	

サラシ粉水に用いるサラシ粉は、光線及び湿気による作用を受けないように貯蔵されたものであること。	
さん布の場合は、かきまぜながら使用すること。	
1　ホルムアルデヒドによつて毛束、被服若しくは毛布又はこれらの類似品でその内部にいたるまで消毒する必要があるものは、真空装置を使用すること。	
この場合における消毒時間は、その装置によつて定めること。	
2　ホルムアルデヒドによる消毒は、消毒効果が不安点にならないように保温（おおむね摂氏十八度以上）に努めること。	